

いじめ・不登校等への支援体制の充実について

教育・学術振興課
いじめ・不登校総合対策センター
高等学学校課

○ 相談・支援体制の充実

近年のいじめ・不登校等の要因ともなっている、児童生徒の社会環境が複雑に絡み合っているケースへの対応を強化していくため、課題解決支援の核となる専門職員として、スクールソーシャルワーカーを増員し、児童・生徒の社会環境（家族、友人、学校、地域等）にアプローチし、各種専門機関や専門家と連携して多面的、複層的な支援体制の充実を図る。

- ・スクールソーシャルワーカーの増員

(県立高校) 各圏域の拠点校に各1名配置しているスクールソーシャルワーカー3名を、5名に増員し、支援体制を強化するとともに私立高校の生徒の支援も行う。

(小中学校) H27:11市町村 → H28:14市町村(予定)

- ・スーパーバイザーの新規配置

県内のスクールソーシャルワーカーに対し、適切な支援ができるようスーパーバイザーをいじめ・不登校総合対策センターに1名配置する。

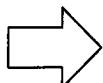
○ 「フリースクール」活用など多様な学びの認知と環境に応じた学習機会の確保

不登校の児童生徒が学んでいる学校外施設（フリースクール等）を、集団生活への適応の場、学校復帰等に向けた学びの場として活用し、要件を満たす場合に「出席扱い」とする取組が円滑に進むよう、学校外の多様な学習機会確保を進めていく。

(現行)

学校や市町村教育委員会が「出席扱い」等について判断する際の留意すべき点（目安）として、県教育委員会は平成27年1月に「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を作成するとともに、当ガイドラインに照らして「出席扱い」とすることが適当と考えられる施設を「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として、市町村教育委員会へ通知している。

また、ガイドラインに適合するフリースクールには、県において運営費支援を行っている。



市町村教育委員会や各学校長によって判断に差が生じないよう、上記ガイドラインをよりわかりやすくしたチェックリストを作成し、学校等への周知を進めるとともに、ガイドラインに適合するフリースクールへの運営費支援をより活用しやすいものとして見直しを行うなど、多様な学習機会を確保する。

➤ 「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」の周知

「出席扱い」等の判断を行う際の一助となる「ガイドライン」が一層わかりやすいものとなるよう、チェックリストを今年度中に作成し、市町村教育委員会教育長や学校長の会議等において周知し、市町村教育委員会や各学校長によって、「出席扱い」の判断に差が生じないようになる。

ただし、「出席扱い」の判断は、個々の児童生徒の通所状況によって異なる。

(出席扱いになるケース) 学校復帰を目指した学習プログラムに沿って定期的に通所している場合など

(出席扱いにならないケース) 土日だけの通所、不定期な通所の場合など

また、フリースクールと学校の連携が図られるよう定期的にフリースクールの活動状況の聞き取りや視察を行い、市町村・学校に情報提供を行う。

➤ フリースクール連携推進事業補助金の見直し

県の「ガイドライン」に適合するフリースクールに対する運営費支援を拡充する。

(改正後) ガイドラインに適合するフリースクールについて、市町村教育委員会が出席扱いとしているか否かにかかわらず、「在籍児童生徒総数」を算定基礎とする。

不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン

小中学校課

不登校児童生徒の相談・指導については、公的機関での指導の機会が得られないときや通うことが困難で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合に、民間施設への通所又は入所を考慮することができる。

今回策定したガイドラインは、学校や市町村（学校組合）教育委員会として「出席扱い」等について判断する際に留意すべき点を目安として示したものであり、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではない。

したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインを参考としながら、地域の実態等を考慮し、各民間施設における活動を十分把握して、総合的に判断することが求められる。

1 実施主体について

- (1) 法人・個人を問わないが、基本方針として、不登校児童生徒の学校復帰を目指す取組を進めながら、社会的な自立に向けた支援を行っていること。
- (2) 実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料、入寮費等が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。

2 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
また、体罰等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- (2) 不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、必要に応じて学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 不登校児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導体制が整備されているとともに、相談・指導の計画やその方法が明示されていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供が行われていること。
- (5) 施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

3 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、相談・指導に必要な知識、経験及び技能を有していること。また、実施者は、相談・指導スタッフの資質向上に努めること。
- (2) 専門的なカウンセリングなどを行う場合は、臨床心理士等の有資格者や心理学・精神医学など、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導員等が相談・指導に当たっていること。臨床心理士等の有識者がいない場合は、大学・医療機関等との連携が図られていること。

4 施設・設備について

- (1) 学習や相談・指導の活動を行うに適した施設・設備が整備されていること。
- (2) 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

5 学校・教育委員会と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーに配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、相談・指導経過などの必要な事項について学校に定期的に情報提供が行われていること。
- (2) 学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係が保たれていること。

6 家庭との関係について

施設での相談・指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれること。